個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
実施機関の名称	倉吉市長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 (部署)の名称	市民生活部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税	
記録項目	所有者住所氏名、使用者住所氏名、軽自動車情報(申告書内容)、課税状況、納税状況、減免状況(障害有無)、個人番号	
記録範囲	軽自動車税申告書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	■ 含む □ 含まない	
記録情報の経常的提供先	鳥取県軽自動車検査協会	
開示請求等を受理する組織(部署)の名称及び所在地	(名 称) 倉吉市役所市民生活部税務課	
	(所在地)〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ■有 □無	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考	_	